

令和 7 年 3 月 2 7 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和 5 年（ワ）第 1 0 2 1 7 号 職務発明対価請求事件

口頭弁論終結日 令和 7 年 1 月 3 0 日

判 決

5

原告

A

(以下「原告 A」)

原告

B

(以下「原告 B」)

10

原告ら訴訟代理人弁護士

拾井美香

同

小山田桃々子

被告

パネフリ工業株式会社

15

被告訴訟代理人弁護士

高山和也

主 文

1 原告らの請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告らの負担とする。

20

事 実 及 び 理 由

第 1 請求

被告は、原告ら各自に対し、それぞれ 2 0 0 0 万円及びこれに対する令和 5 年 8 月 2 4 日から支払済みまで年 3 パーセントの割合による金員を支払え。

第 2 事案の概要

25

1 本判決で用いる用語

(1) 本件特許（権）1：特許第 5 8 9 4 7 1 6 号に係る特許（権）。その明細書及

び図面は「本件明細書 1」、本件特許 1 に係る発明（ただし、後記訂正後のもの）は「本件発明 1」。

(2) 本件特許（権） 2：特許第 5 8 7 3 2 2 5 号に係る特許（権）（本件特許 1 と 2 を総称して「本件各特許（権）」）。その明細書及び図面は「本件明細書 2」、
5 本件特許 2 に係る発明（ただし、後記訂正後のもの）は「本件発明 2」（本件発明 1 と 2 を総称して「本件各発明」）。

(3) 被告製品：本件各発明実施品である立体網状繊維集合体（商品名は「カルファイバー」であるが、カルファイバーと称して被告が販売するものは、本件各特許の実施品以外のものもある（乙 2 3）。）

10 (4) 本件実施品：●●●●●●●●が販売する被告製品を利用したベッド用マットレス

(5) 本件褒賞規定：平成 1 8 年に制定され、平成 2 0 年に改訂された、被告の「発明考案の褒賞規定」

2 原告らの請求（訴訟物）

15 本件は、本件各発明の共同発明者である原告らが、被告に対し、平成 2 7 年法律第 5 5 号による改正前の特許法 3 5 条 3 項（以下、単に同条各項に言及するときは改正前法をいう。）にいう相当の対価を求めた事案である（明示的一部請求）。

なお、原告ら以外の本件各発明の共同発明者 1 名（以下「C」）に係る同条同項の権利は、各 2 分の 1 の割合で原告らに譲渡された。

20 3 前提事実（争いのない事実及び証拠により容易に認定できる事実）

(1) 当事者等

ア 原告ら

原告 A は、平成 1 8 年 8 月に被告の従業員となり、令和 4 年 2 月に被告を退職した者である。

25 原告 B は、平成 2 3 年 4 月に被告の従業員となり、令和 4 年 5 月に被告を退職した者である。

イ 被告

被告は、プラスチック製品、金属プレス製品、木工家具製品、陶磁器の製造並びに販売等を目的とする株式会社である。

(2) 本件特許権 1 (甲 2、乙 3 の 1、2)

5 ア 本件特許権 1 の書誌的事項は次のとおりであり、発明者は、原告らと C であった。

特許番号 特許第 5 8 9 4 7 1 6 号

発明の名称 立体網状繊維集合体

出願日 平成 2 7 年 7 月 3 日 (特願 2 0 1 5 - 5 5 3 9 7 6)

10 国際出願番号 P C T / J P 2 0 1 5 / 0 6 9 3 0 9

優先権主張番号 特願 2 0 1 4 - 1 3 9 0 1 5

優先日 平成 2 6 年 7 月 4 日

登録日 平成 2 8 年 3 月 4 日

イ 本件特許 1 に係る訂正請求

15 本件特許 1 については、特許異議 (異議 2 0 1 6 - 7 0 0 8 5 4) が申し立てられ、当該手続中に取消理由通知を受けて特許請求の範囲につき訂正請求がされ、平成 2 9 年 5 月 1 5 日、これを認めて特許を維持する旨の決定がされた。

20 訂正後の特許請求の範囲の請求項 1 は次のとおりである (下線部が訂正事項)。

「プロピレン系重合体 (a) およびプロピレン単独重合体 (b) を含んでなるポリマーアロイから構成される 1 5 0 ~ 1 0 0 0 0 0 d t e x の繊度の繊維からなり、多数の該繊維を熔融状態でランダムな方向性を持たせて互いに融着させた立体網状繊維集合体であって、

25 前記ポリマーアロイは、ポリマーアロイに含まれる全重合体を構成する全モノマー単位を基準として、5 1 ~ 9 5 モル%のプロピレンを構造単位として

有し、前記ポリマーアロイは、ポリマーアロイ 100 質量部に対して、プロピレン系重合体 (a) 30～80 質量部およびプロピレン単独重合体 (b) 70～20 質量部を含有する、立体網状繊維集合体。」

(3) 本件特許権 2 (甲 3、乙 4 の 1、2)

5 ア 本件特許権 2 の書誌的事項は次のとおりであり、発明者は、原告らと C であった。

特許番号 特許第 5873225 号

発明の名称 立体網状繊維集合体

出願日 平成 27 年 7 月 3 日 (特願 2015-553980)

10 国際出願番号 PCT/JP2015/069308

優先権主張番号 特願 2014-139015

優先日 平成 26 年 7 月 4 日

登録日 平成 28 年 1 月 22 日

イ 本件特許 2 に係る訂正請求

15 本件特許 2 については、特許異議 (異議 2016-700780) が申し立てられ、当該手続中に取消理由通知を受けて特許請求の範囲につき訂正請求がされ、平成 29 年 5 月 29 日、これを認めて特許を維持する旨の決定がされた。

20 訂正後の特許請求の範囲の請求項 1 は次のとおりである (下線部が訂正事項)。

「プロピレン系重合体 (a) を含んでなる樹脂から構成される 150～100000 d t e x の織度の繊維からなり、多数の該繊維を熔融状態でランダムな方向性を持たせて互いに融着させた立体網状繊維集合体であって、前記プロピレン系重合体 (a) は、その全モノマー 100 モル%に対して、
25 51～95 モル%のプロピレンおよび 5～49 モル%の α -オレフィンを構造単位として有し、前記樹脂は、前記プロピレン系重合体 (a) および

ロピレン単独重合体（b）から構成されるポリマーアロイである、立体網状繊維集合体。」

(4) 本件各発明に係る特許を受ける権利の移転

本件各発明に係る特許を受ける権利は、遅くとも本件各特許の出願までに、
5 被告に移転した。

(5) 被告における本件褒賞規定の制定等（甲 4、乙 2 6）

被告は、平成 1 8 年 3 月 1 5 日、本件褒賞規定を制定し、平成 2 0 年 1 2 月
1 日にこれを一部改訂した。

上記一部改訂後の本件褒賞規定は、概要次の内容を定めている。

10 ア 従業員がなした発明考案に関する工業所有権を受ける権利は、会社に譲渡
しなければならない。

イ 褒賞は出願褒賞、登録褒賞、実施褒賞に区分する。

ウ 出願褒賞は、出願が決定したときに、次のとおり授与する。

(ア) 特許出願賞（個人作成） 2 万円

15 (イ) 特許出願賞（外部依頼） 5 0 0 0 円

(ウ) 実用新案出願（登録）賞 5 0 0 0 円

エ 登録褒賞は、発明考案が工業所有権登録査定になったときに、2 万円（特
許登録賞）を授与する。

20 オ 実施褒賞は、工業所有権の行使により、会社に大きな貢献があった場合に、
貢献利益に応じて実施褒賞を授与する。その金額は、職務内容を考慮の上、
関係部署の担当責任者（部長又は工場長）が算定（査定）し、社長が決定す
る。

(6) 本件褒賞規定に基づく支払（争いがない）

25 原告らは、被告から、本件褒賞規定所定の出願褒賞金及び登録報奨金の支払
を受けた。

(7) 被告による本件各発明の実施（甲 1 2、1 4、2 7、3 1、3 2、乙 1 4）

被告は、平成26年頃から、本件各発明の実施品である被告製品を製造、販売していた。

●●●は、被告から被告製品を購入し、被告製品を利用して本件実施品を販売した（シリーズ名は「●●●●●●●●」など）。

5 被告製品は、ベッド用マットレス向けのほか、チャイルドシートやクッションなどのクッション材としても利用されている（いた）が、原告らは、主として本件実施品向けの被告製品についての独占の利益等を請求の根拠としている。

(8) 原告らの請求等（甲6、7）

10 原告らは、令和5年8月23日、被告に対し、本件各発明についての特許法35条3項の相当の対価の支払を求めた。

これに対し被告は、同年10月2日頃、本件褒賞規定に基づく褒賞はすべて支払済みであり、原告らの請求に応じるつもりはない旨回答した。

4 争点

- 15 (1) 本件褒賞規定により対価を支払うことが不合理なものであるかどうか（争点1）
(2) 本件褒賞規定によらない場合の特許法35条3項の「相当な対価」の額（争点2）

ア 独占の利益があるか

イ 具体的な対価額

20 第3 争点に関する当事者の主張

- 1 争点1（本件褒賞規定により対価を支払うことが不合理なものであるかどうか）
について

【原告らの主張】

- (1) 本件褒賞規定の制定等に係る事情

25 本件褒賞規定の制定に当たり、従業者との協議や意見聴取はされなかった。

また、被告の上野工場は、平成29年に稼働を始め、その際に就業規則等が

備え付けられたが、その中には、平成１８年の制定時の本件褒賞規定が収録されていたが、平成２０年の改訂後の本件褒賞規定が開示されていたこともない。

(2) 特許法３５条５項が適用されるべきこと

したがって、本件褒賞規定にしたがって職務発明の対価を支払うことは不合理であって、本件各発明に対する対価は、特許法３５条５項により、本件各発明により被告が受けるべき利益の額、これらの発明に関連して被告が行う負担、貢献及び原告らの処遇その他の事情を考慮して定めるのが相当である。

【被告の主張】

(1) 本件褒賞規定の制定経過

被告においては、平成１７年末頃から、開発・技術部門の人員が増え、次第に、発明や考案の出願がされるようになり、褒賞金の支払の必要性が生じたことから、職務発明に係る規定を策定することとなり、被告は、特許庁・特許事務所等の事例を参考に、県の窓口を通じて発明協会の担当者の意見を聴くなどして、本褒賞規定の原案を作成した。

その当時の開発・技術部門の人員は７、８名程度であったため、被告は、平成１８年１月ころから、開発・技術部門の従業者全員を対象に三重県に所在する弊社工場の会議室で行っていた勉強会において、褒賞規定の案の説明をするなどして、規定案を従業者に開示し意見を聴取した上で、本件褒賞規定を策定した。

(2) 平成２０年の改訂の経緯

その後、原告Ａを含む複数の従業者から、従業者自身が作成した出願書類に係る出願と、弁理士に依頼して作成された出願書類に係る出願とが同一の褒賞金の額とされていることを疑問視する意見等があったことや、特許法の改正を契機として、本件褒賞規定の改訂が検討されるようになった。

被告は、このような従業者からの意見を踏まえて社内で検討し、改めて、平成２０年１０月から１１月頃にかけて、当初、本件褒賞規定を策定した際と同

様に、開発・技術部門の従業者全員を対象にその規定について勉強会において開示・説明し、意見を聴取した上で、当初出願褒賞として支払われていた1万円を、従業者自身が出願書類を作成した場合には2万円とするように、本件褒賞規定を改訂した。

5 (3) 上記経緯を踏まえると、本件褒賞規定の策定における協議、開示、額の算定についての従業員からの意見聴取のいずれもが十分にされていたといえるから、本件褒賞規定にしたがって本件各発明の対価を支払うことは不合理なものではない。

2 争点2（本件褒賞規定によらない場合の特許法35条3項の「相当な対価」の額）のうちの「ア 独占の利益があるか」について
10

【原告らの主張】

(1) 本件各発明の技術的意義等

ア 本件各発明当時の状況

15 立体網状繊維集合体は、繊維状に熔融押出したポリエチレン等の樹脂を複雑に絡み合わせて冷却整形した網目状の立体構造体であり、通気性が良く、丸洗いができることから、マットレスの素材として用いられる。

ポリエステル系及びポリエチレン系の立体網状繊維集合体に関しては、平成24年頃には東洋紡株式会社や株式会社シーエンジ等が特許を取得し、マットレス素材を製造していた。

20 被告がマットレス・クッション業界に参入するためには、樹脂組成の異なる立体網状繊維集合体を開発することが極めて重要であった。

そこで、原告らは、 α -オレフィン系（メタロセン触媒）ポリプロピレンとその改質技術を用いた立体網状繊維集合体を開発することを発案し、これを完成させて本件各特許を取得したものである。

25 イ 本件各発明の技術的意義

本件各発明に係る立体網状繊維集合体（その実施品としての被告製品）は、

(3) 独占の利益があること

本件各発明は、第三の素材というべき α -オレフィン系ポリプロピレン系の立体網状繊維集合体として注目に値するものであるが、特許権が成立し、異議
5 手続により無効理由が解消されたことにより、他社への抵触や他社の模倣が避けられたものであり、被告は、本件各特許権がなければ、他社の特許権に抵触
せずにマットレス・クッション業界において立体網状繊維集合体の製造販売を
することはできず、●●●との取引も実現不可能なものであった。また、本件
各発明には、上記のとおり、低臭気性、耐薬品性、高耐熱性、体圧分散性とい
10 った優れた特徴を有し、これらの特徴を備える被告製品は、ポリエチレン系や
ポリエステル系の競合品と比較して優位性を示しているから、競合品は被告製
品の代替品とはなり得ない。

したがって、被告製品の製造販売について、独占の利益がある。

【被告の主張】

(1) 本件各発明の技術的意義

ア 本件各特許の出願当時の技術状況

15 本件各発明の出願当時、立体網状繊維集合体という構造自体は既に技術常識
であり、それを構成する素材に応じて立体網状繊維集合体に係る特許が複
数成立しており、その素材を「エチレンと炭素数3以上の α -オレフィン共
重合体」とし「炭素数3以上の α -オレフィン」を「プロピレン」とする特
20 許（乙10）も存在していた。

また、立体網状繊維集合体がマットレスに用いられることも技術常識であ
り、本件発明の出願当時、既に、東洋紡株式会社によるポリエステル、シー
エンジ株式会社によるポリエチレンを用いた各立体網状繊維集合体等が販
売され、マットレスとして用いられていた。

イ 本件各発明の技術的意義

25 本件各発明は、立体網状繊維集合体の構造を組成する素材として従前から

存在していた「エチレンと α -オレフィンの共重合体」につき、先行技術を回避するため、従来、「エチレン」の割合が多かったものを「プロピレン」の割合を多くするなど、その配合割合を変えたものにすぎず、本件各発明は、上記素材（樹脂素材）の組成が先行技術に抵触しないことにのみ特徴がある。

すなわち、本件各発明で用いられている「プロピレン系重合体およびプロピレン単独重合体を含んでなるポリマーアロイ」は従来とは全く異なる「第三の素材」などではなく、そもそも技術常識であった「プロピレン系重合体」について、その素材成分の配合割合を、従来から、「プロピレン」を多く変更したものに過ぎない。

ウ 原告ら主張の特徴について（素材の特徴にすぎないこと）

原告らが本件各発明の特徴であるとする低臭気性、耐薬品性、高耐熱性といった点は、いずれも立体網状繊維集合体を構成する「ポリプロピレン」という素材自体の特徴であり、立体網状繊維集合体とすることによって、同集合体を構成する素材が持つ特徴に加えて顕著な効果が生じるものではない。

(2) 本件実施品の性能等

ア 本件実施品においては耐久性が重要であること

本件各発明の実施品である被告製品を用いた本件実施品は、寝具（マットレス）であったが、寝具（マットレス）に用いられる素材としては、立体網状繊維集合体のほか、ウレタンフォームといったものが挙げられ、品質としては、高耐熱性や耐薬品性ではなく、耐久性、すなわち繰り返し使用することで、“ヘタリ”といわれる弾性が失われた状態（復元しない）にならないことが重視される。とりわけ、人が就寝時間中、横臥する態様での利用が想定されることから、少なくとも体温に近い環境下において長時間圧力が加かった状態で日々利用された際に、状態が復元されるかが商品として採用されるポイントとなる。

イ 本件実施品の耐久性について

要があったが、試料の溶解性が低く、測定条件が特殊であって技術的に難しいものであったため、外注できる企業がなかった。このため原告Bが個人的に大学教授に依頼し、この困難な測定を実現し、本件各発明の成分構成を特定できたものである。

5 この測定は本件各発明の完成に不可欠なものであり、迅速かつ適切な測定により、本件各発明の特許化及び製品化が実現された。以上から、これらの点は、原告Bの貢献として評価される。

(5) 小括

10 以上によると、(1)の●●●●●●●●●●に、(2)の割合、(3)の料率、(4)の被用者に帰属すべき分（40パーセント）を乗じた●●●●●●●●●●が、原告らの本件各発明に対する相当の対価である。

【被告の主張】

否認ないし争う。

15 上記2【被告の主張】のとおり、被告製品の販売について本件各発明に由来する独占の利益（超過売上高）はない。

第4 判断

1 争点1（本件褒賞規定により対価を支払うことが不合理なものであるかどうか）について

(1) 認定事実

20 証拠（甲4、乙7、25、26）及び弁論の全趣旨に前提事実を総合すると、次の各事実を認めることができる。

25 ア 被告の従業員であった D（以下「D」）は、平成17年末頃より、被告従業員の発明や考案の出願がされるようになり、褒賞金を支払う必要が生じたことから、特許庁、特許事務所から事例を集めたり、発明協会（当時）の担当者の意見を聞いたりするなどして、上司の承認を得て、本件褒賞規定の原案を作成した。

イ 被告は、Dをして、三重県に所在する被告の工場において、開発・技術部門の従業者全員を対象に、本件褒賞規定の原案を説明するなどした上、平成18年3月15日、本件褒賞規定を制定した。

5 ウ その後、原告Aを含む複数の従業員から、従業員が自ら出願書類を作成した場合と、弁理士がそうした場合とで褒賞金が同一（1万円）であることを疑問視する意見が出されたことに加え、特許法改正（平成20年法律第16号を指すものと解される。）があったことから、本件褒賞規定の改訂が検討され、従業員が出願書類を作成した場合には、出願褒賞を2万円に増額し、他方、外部に作成を依頼した場合はこれを5000円に減額する旨の改訂案
10 が作成された。

Dは、平成18年当時と、開発・技術部門の従業員の構成が変わっていることを踏まえ、改めて、制定当時と同様に従業員に開示して説明をした上、原告Aには個別に説明を行った。

15 エ 被告は、ウを踏まえ、平成20年12月1日、本件褒賞規定の一部改訂を行った。

オ 原告ら及びCは、平成28年2月10日、本件特許権2について、本件褒賞規定に基づく登録褒賞2万円を受領し、その受領証を被告に差し入れた。

(2) 原告らの主張について

20 原告らは、上記の過程で従業員への開示、意見聴取などなかった等と主張するが、改訂の内容は、発明の権利化について従業員の貢献がある場合にこれを有利に斟酌するものであって、これらの意見が従業員から出されたことを契機とするDの説明は合理的なものであって、改訂の前後を通じ、本件褒賞規定が従業員にも十分理解されていたことがうかがわれる。よって、原告らの主張は、前記認定を左右しない。

25 (3) 判断

前記認定によると、本件褒賞規定は、その制定及び改訂の過程において、一

般的な勤務規則等が参照され、知的財産に知見を持つ者の意見も得た上、従業員等に案が開示され、意見聴取等を経て制定されたものであるから、被告においてされた職務発明の対価につき、適法な手続を経て定められた本件褒賞規定によって支払うことは不合理であると認めることはできない。

5 なお、被告の工場の一部で、改訂前の本件褒賞規定が「就業規則・人事関係規定」と題する紙ファイルに綴られていたことがうかがわれる（甲15）が、このことから直ちに本件褒賞規定が不合理であったとすることは困難である。

(4) 小括

10 以上の次第で、本件褒賞規定によって本件各発明に関する「相当の対価」を支払うことが許容されると解される。そして、原告らは、本件褒賞規定に基づいて被告から既に褒賞金の支払を受けている以上、被告に対する職務発明の対価請求権は成立しない。

2 争点2（本件褒賞規定によらない場合の特許法35条3項の「相当な対価」の額）について

15 (1) はじめに

20 前記1で述べたとおり、本件褒賞規定は、適法な手続に基づいて策定されたものであるところ、本件褒賞規定には、「実施褒賞については、工業所有権の行使により、会社に対し大きな貢献をなした場合に、貢献利益に応じて授与するものとされ、職務内容を考慮の上、関係部署の担当責任者（部長又は工場長）が算定（査定）し、社長が決定する」と定められている。

25 そうして、前提事実(8)によると、被告は、当該実施褒賞を支給しない旨の意思決定を行ったものと理解できるところ、かかる被告の判断が、本件各特許権の実施状況等に照らして著しく不合理であるときは、裁量を逸脱したものとして、本件褒賞規定の当該部分の適用が不合理とされることもありうるというべきである。

 そこで、争点2に関する当事者の主張は、このような観点から当該会社の判

断の可否を検討するものと理解して、以下、念のため検討することとする。

(2) 本件各発明の技術的意義について

ア 本件各特許の出願時において、ベッドマットレス向けの立体網状繊維集合体について、競業他社が複数の特許権を保有の上製品化をしており、「エチレンと炭素数3以上の α -オレフィンからなるエチレン・ α -オレフィン共重合体樹脂」を素材（ポリマー）として構成される「ソフト反発性を有する弾性網状構造体」の発明に係る特許権も存在した。これに後発で参入しようとした被告においては、これら特許権を回避しながら製品開発をする必要があり、本件各発明は、このような技術状況を前提にされた（乙10、争いは

イ そして、本件各発明は、従来技術による立体網状繊維集合体が、薬品処理や加熱処理によって一部が溶解したり、臭気が発生したりするため、医療分野や介護分野での仕様に適当でなかったことから、耐薬品性、高耐熱性、低臭気性の立体網状繊維集合体を提供することを課題とし（本件明細書1の【0005】【0006】）、その解決手段として、主としてプロピレン（プロピレン系重合体及びプロピレン単独重合体）を構造単位とすることを採用した（同【0007】）ものである。

ウ なお、原告らは、本件各特許権の意義に関し、本件各特許権があったからこそ被告は●●●と取引ができた等と主張するが、本件において、特許発明の実施品であることの一般的な利点を超えて、本件各特許権の存在が被告と●●●間の取引において殊更有利に働いたと認めるに足りる証拠はない。

(3) 被告製品及び本件実施品の販売状況

ア 認定事実

後掲各証拠及び弁論の全趣旨によると、①被告は、平成24年頃から、本件各発明の実施品として、医療・福祉分野向けのマットレス（クッション材）の素材の開発に着手し、平成25年10月頃から、介護用の新しいマットレ

の根拠として主張する寝具用マットレス用途においては、一旦は商品化が実現し、一定期間の販売実績は上げたものの、マットレスとしての性能においては低位の評価を受け、商品化は終了したものとうかがわれる。

このような状況において、被告が、実施褒賞金の支給要件である「工業所有権の行使により、会社に対し大きな貢献をなした場合に」該当せず、本件各発
5 明に対する実施褒賞を支給しないと判断したことに不合理な点はない。

以上から、出願褒賞金及び登録褒賞金の支払をもって、被告は、原告らに対し、本件褒賞規定に基づく支給義務を履行したものというべきである。

第5 結論

10 以上によると、原告らの請求は理由がない。

なお、本判決は、本件口頭弁論終結時までの事実関係に基づき、原告らの職務発
明対価請求権が存在しないことを判断したものであり（原告らの請求（訴訟物）も、
そのようなものであるとの前提である。）、口頭弁論終結後の事実関係、例えば、別
の実施形態がとられることにより、前記2の判断が異なり得る可能性を排除するも
15 のではないことを付言する。

大阪地方裁判所第26民事部

裁判長裁判官

20 松 阿 彌

隆

裁判官

25 島 田

美 喜 子

裁判官

5

西 尾 太 一